

新執行部始動！

初動は全力疾走で

4月の新執行部のスタートから1ヶ月余りが経過しました。しかし、新執行部は篠塚会長の全力疾走のかけ声の下、3月の引き継ぎ期間から事実上活動をスタートしており、実感としては2ヶ月以上経過したように感じます（本年5月10日現在）。

理事者の1日は、午前9時ころには理事者室に出勤し、会議や稟議・回覧文書の確認、担当分野の職員との相談などが始まります。弁護士会の活動分野の広がりや、委員会等の会員の活発な活動を反映して理事者の担当する会務は極めて多く、6人の副会長がそれぞれ30以上の分野を担当しています。そのため、理事者会を週2回開催しても処理しきれないほど多数の議事項目があります。議事項目が多いと職員にも負担をかけることになるので、うまく合理化する方法がないか考えています。

私の担当分野についていえば、残念ながら綱紀・懲戒関係の案件が連日のように稟議・回覧されてきます。弁護士に対する期待と関心の反面、依頼者や相手方当事者等から厳しい目が向けられていると感じます。ちなみに、市民窓口の電話相談に理事者自ら対応することも多いのですが、依頼者からの苦情の多くは弁護士とのコミュニケーション不足によるものと思われます。弁護士がサービス業であることを自覚し、依頼者との信頼関係を維持することが綱紀懲戒を回避するための基本といえます。

憲法問題への取り組み

4月と5月の東弁の対外的メッセージは、入管収容者の生命と健康の軽視に抗議する会長声明と憲法記念日及びこどもの日の各会長談話でした。5月3日の憲法記念日には篠塚会長、安井前会長を先頭に東弁主催の

副会長 中西 一裕 (42期)

主な担当業務
資格審査会、懲戒、綱紀、総会、常議員会、
総務、人事、入退会、司法協議会、弁護士
倫理、人権賞、合同図書館、不服審査等



有楽町宣伝行動を行い、憲法改正問題などを訴えました。また、こどもの日の会長談話は初めてのものが、児童虐待が社会問題となっており時宜を得たものだったと思います。

さらに、6月6日の定期総会には、国籍を問わず司法委員や調停委員に選任することを最高裁に求める決議案を提出しました。過去にも会長声明や意見書で意思表示してきたこの問題をあらためて総会で決議し、国籍による不当な差別の是正を強く求めたものです。

会費減額と財務問題

さて、今期の執行部は急きょ浮上した財務問題への取り組みを重要課題としています。昨年12月以降、二弁と一弁が会費の全会員一律2000円減額を決定したことを受け、前執行部においても会費減額を検討したのですが、東弁の財務状況から困難なことが判明し、前年度の決算を検討したうえで、6月6日の定期総会で65期以降の会費減額を提案することとなったのです。司法修習を終えた第71期の新入会員数は本年初めて一弁を下回り、新入会員の減少に歯止めをかけるためにも財務状況の改善は急務の課題といえます。

そのため、本年3月には、前執行部において本年度予算を可能な限り圧縮したうえ、財務全般の見直しを行うワーキンググループの設置を決定しました。当面の経費削減策として、運動会等の予算計上を見合わせたほか、6月6日の定期総会では議案書の電子提供を可能とする会規改正案を提出しました。

このように財務状況の改善に取り組みつつ、会内外から期待されている公益的活動や委員会活動等は引き続き充実させるよう努力したいと考えていますので、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。